事 務 連 絡 令和 2 年 3 月 17 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部) 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の 治療用眼鏡等に係る療養費の臨時的な取扱いについて

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費については、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」(平成 18 年 3 月 15 日保発第 0315001 号)及び「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」(平成 18 年 3 月 15 日保医発第 0315001 号)(以下、両通知を合わせて「通知」という。)により取り扱っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において「感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」とされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととするので、関係者に対し周知を図られますよう御協力をお願いします。

記

小児弱視等の治療用眼鏡等による治療を行う場合の療養費の支給対象は、通知により9歳未満の小児とされているが、令和2年2月25日から令和2年4月末までに9歳となる者が保険医の診察及び検査並びに治療用眼鏡等の作成指示を令和2年4月末までに受けた場合は、通知による支給対象年齢にかかわらず、療養費の支給対象とすることは差し支えない。

なお、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の発生という事態を踏まえた 臨時的なものであることから、この取扱いも含め、引き続き関係通知等を遵守し 療養費支給の適正化に努めるものであること。